

「マルチステークホルダー方針」

ミルボンは、企業経営において、顧客、社員、取引先、株主、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、社員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 社員への還元

ミルボンは、経営資源の成長分野への重点的な投入、社員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な待遇改善としても、社員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、社員への持続的な還元を目指します。

具体的には、物価動向や経済情勢を踏まえた賃金の引上げに取り組みます。社員との対話を大切にしながら労働条件や社員の働く環境について改善に努め、地域・業界の労働市場と比較しても競争力のある生活賃金の支給に努めます。

また教育訓練等については、新入社員に対する9ヶ月間の集中研修の実施や、入社2年目以降の階層別研修・昇格者研修といった継続的な教育体制に加え、自己啓発援助制度も整備するなど、社員が成長していく環境への惜しみない投資、働き続けたいと感じる体制・制度の構築に取り組むことで、社員が「働きがい」を感じながら働き続けることのできる職場環境の実現を目指してまいります。

2. 取引先への配慮

ミルボンはパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き取り組んでまいります。なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自動的に取り下げます。

- ・パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/116094-05-08-tokyo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

ミルボンは、「ミルボングループ倫理行動指針」として、全世界のミルボンで働く役員・社員一人ひとりが、「ミルボンウェイ」（ミルボンパーソンとしてのあり方）を実践するための倫理行動指針を定めています。この指針は、ミルボンが事業活動を行う国・地域の法令や社内規則を遵守し、マルチステークホルダーに対して高い倫理観を持って業務に取り組むために、社内体制の整備や研修等を通じ社内浸透が徹底されています。

- ・ミルボングループ倫理行動指針のURL

【https://www.milbon.com/ja/company/way_we_are/ethics.html】

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年12月10日

株式会社ミルボン

代表取締役社長 坂下秀憲

記載要領（全て削除して使用のこと）

1. 「マルチステークホルダー方針」という件名は変えずに使用すること。
2. 様式中の下線を付した用語及び文章は必ず盛り込むこと。ただし、公表時には下線は削除すること。
3. 主語は、個人事業主にあっては「私ども」を、法人にあっては「当社」を適宜選択の上記載すること。
4. 「柱書」は、記載の文章を参考にしつつ、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、新たに文章を追加するなど各事業者の方針・取組に応じた記載とすること。
5. 「1. 従業員への還元」「2. 取引先への配慮」「3. その他のステークホルダーに関する取組」という項目名の記載は変えずに使用すること。ただし、公表時には「(必須記載)」「(任意記載)」という記載は削除すること。
6. 「1. 従業員への還元（必須記載）」は、前段については、記載の文章を参考にしつつ、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、各事業者の方針・取組に応じた記載とすること。「個別項目」については、「賃金の引上げ」及び「教育訓練等」の項目について、必ず、各事業者の取組内容を具体的に記載した文章を追加すること。
7. 「2. 取引先への配慮（必須記載）」のパートナーシップ構築宣言のURLは、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載のURLを文字列で記載すること。
8. 「3. その他のステークホルダーに関する取組（任意記載）」は、その他のステークホルダーに関する取組などがあれば、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、各事業者の取組内容を具体的に記載した文章を記載すること。ただし、「3. その他のステークホルダーに関する取組（任意記載）」自体を記載しない場合は、公表時は項目ごと削除すること。
9. 「年月日」は、マルチステークホルダー方針の公表日を記載すること。マルチステークホルダー方針に記載の内容について更新を行った際は、公表日の下部に更新日及び更新内容を記載すること。
10. 「氏名又は名称」は、個人事業主にあっては個人の氏名を、法人にあっては登記簿上の法人の名称を記載すること。

備考（全て削除して使用のこと）

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。